

## 「著作権教育」としての学習内容

## 法の中身を知る

## 「著作権教育」の学習のねらい

特別活動における著作権について、著作権法の中身を知る。

- 著作権法にも例外があることを理解させる。
- 例外適用にも判断基準があることを理解させる。

## 生徒の活動

- 運動会や文化祭、修学旅行などの学校行事で事前準備を行う。
- 運動会や文化祭、修学旅行などの学校行事で当日の運営を行う。

## 「著作権教育」の指導のポイント

- 題材が決定される時に他人の著作物を使ってよいかどうかをあらかじめ検討させること。
- 演奏したり上映したりするときに、入場料（有料／無料）と著作権の使用制限について、考えさせること。

## これだけは！ 押さえない指導内容

- 著作権の利用制限の例外規定を理解させる。
- 著作権の利用制限の例外規定の判断基準も理解させる。

## 段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



### 具体的な展開例

特別活動における著作権について、次のポイントを話し合う。

- 学校行事では外部からのお客様を迎えたり、大勢集まるところにこちらが出かけていったりすることがある。
- 上記のような場で、教室の中と同じように著作物を扱うことはできるかを考える。
- 自分の著作物を使われることについて、同じ学生ならよいか、お金を取らなければよいかなどを考える。
- 他人の著作物をそのまま提示する場合や、まねして作品を作る場合などについて、内容面からも考えてみる。

### この事例の実践に参考となる教材・資料

文化庁「場面对応型指導事例集  
著作権教育5分間の使い方」

<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/kyouiku/sidoujireishu/index.html>

